

警察署協議会運営要綱の制定について

平成13年8月31日
例規(警)第49号警察本部長

各部長・参事官・所属長

警察署協議会に関する規則(平成13年千葉県公安委員会規則第7号)の施行に伴い、見出しの要綱を別添のとおり制定し、平成13年9月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

警察署協議会運営要綱

第1 目的

この要綱は、警察署協議会(以下「協議会」という。)の委員の委嘱等の手続その他協議会の効果的な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 基本的な考え方

協議会は、警察署長(以下「署長」という。)が、警察署(以下「署」という。)の業務運営に民意を反映させるため、その在り方について住民等(管轄区域内の住民、管轄区域内に通勤等をする者及び管轄区域内に事務所を置き営業等の活動を行う事業者をいう。以下同じ。)の意見を聴くための機関であるとともに、署長が署の業務運営について、住民等に説明し、その理解と協力を求める場でもある。

なお、署長は協議会の意見を尊重し、警察業務に反映させるよう努めるべきであるが、それに拘束されるものではない。

第3 委員

1 委員の委嘱等

(1) 候補者の推薦

署長は、公安委員会が警察署協議会委員(以下「委員」という。)を委嘱するに当たり、公安委員会を補佐する立場から、地域住民をはじめ、自治体、学校その他その業務上地域における安全に関する問題に日常的にかかわりのある団体等の関係者のうちから、意見、要望等を表明するにふさわしい者を委員の候補者として推薦するものとする。

(2) 推薦に当たっての留意事項

- ア 特定分野に偏りのないよう選出すること。
- イ 幅広い年齢層から選出すること。
- ウ 地域に偏りのないよう選出すること。
- エ 男女の構成に配慮して選出すること。
- オ 特定の役職、地位等に固定化することのないよう選出すること。
- カ 協議会の政治的中立性を確保するよう選出すること。

(3) 候補者資料の作成及び提出

署長は、公安委員会が委員を選出する場合の資料として、警察署協議会委員候補者名簿(別記様式第1号)及び警察署協議会委員候補者一覧(別記様式第2号)を作成し、公安委員会に提出するものとする。

(4) 委員の委嘱

ア 委員の委嘱は、委嘱状（別記様式第3号）を交付して行う。

イ 署長は、公安委員会から委員として委嘱することを決定した者（以下「委嘱予定者」という。）について通知を受けたときは、委嘱予定者に対し、委員就任の依頼を行い、就任の承諾を得るものとする。

ウ 署長は、前記アの委員就任の依頼を行うに当たり必要がある場合は、当該委嘱予定者の属する機関、団体、事業所等に委員の委嘱の同意について、同意書（別記様式第4号）の提出を求めるものとする。

(5) 委嘱状の交付

署長は、公安委員会から委員の委嘱状の送付を受けたときは、公安委員会に代わって委嘱予定者にこれを交付するものとする。

2 委員の解嘱及び辞職

(1) 解嘱

ア 署長は、委員が次に掲げる事由に該当すると認められるときは、速やかに警察署協議会委員解嘱上申書（別記様式第5号）により、公安委員会に解嘱の上申をするものとする。

(ア) 刑罰法令に違反する行為があったとき。

(イ) 反道徳的又は反社会的行為があったとき。

(ウ) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(エ) その他委員たるにふさわしくない行為があったとき。

イ 署長は、公安委員会から委員の解嘱通知書（別記様式第6号）の送付を受けたときは、解嘱される委員に対し、速やかに解嘱通知書を交付するものとする。

(2) 辞職

ア 署長は、委員から辞職の申出を受けたときは、速やかにその旨を公安委員会に報告するとともに、辞職を申し出た委員に対し、辞職願（別記様式第7号）の提出を求め、公安委員会に提出するものとする。

イ 署長は、公安委員会から辞職承認書（別記様式第8号）の送付を受けたときは、速やかに辞職申出者に交付するものとする。

3 再任又は補欠の委員の選出

委員の再任又は委員が欠けた場合における補欠の委員の選出については、前記1(1)から(3)までに定める手続を執るものとする。

第4 会議

協議会の会議は、定例会議と臨時会議とし、会議の開催回数、開催時期等については、各署の管轄する地域の実情に応じ、協議会会長と署長が協議の上、決定する。

1 定例会議

(1) 年1回、署の年間業務重点計画を提示して、これに対する意見を聴取する。

(2) 協議会で定めた一定期間内の業務推進結果と次期の業務重点計画案を提示して、これに対する意見を聴取する。

2 臨時会議

定例会議のほか、必要に応じて、住民等が関心を有している治安上の課題等に関して必要があるときに開催するものとする。

第5 議事概要の公表等

- 1 協議会の議事概要は公表するものとする。
- 2 議事概要の公表の方法及び報道対応については、協議会において決するものとする。

第6 報告

署長は、協議会の会議が開催されたときは、速やかにその概要を取りまとめ、警察署協議会議事概要報告書（別記様式第9号）により、総務部広報県民課長を経由して本部長に報告すること。

第7 協議会の事務

- 1 協議会の事務を処理するため、署警務課に事務局を置く。
- 2 会議の書記は、事務局が行い、議事録を作成する。
- 3 議事録は、事務局において保管管理する。